

別添 7

令和 6 年能登半島地震及び令和 8 年熊本地震により被災した地域に係る特例

第 1 能登半島地震対応畜産クラスター計画

- 1 令和 6 年能登半島地震により施設等が被災した地域において、畜産クラスター協議会は、その復旧及び体質強化を図るための計画であって要領第 3 の畜産クラスター計画の基準を全て満たすものを定め、又は既に認定を受けた畜産クラスター計画を変更し、県知事の認定を受けることができる。
- 2 1 により県知事の認定を受ける畜産クラスター計画（以下「能登半島地震対応畜産クラスター計画」という。）には、次の項目が記載されなければならない。
 - (1) 畜産クラスター協議会の活動地域における令和 6 年能登半島地震による畜産の被害状況
 - (2) 能登半島地震対応畜産クラスター計画に位置づけられた令和 6 年能登半島地震による被災からの畜産生産基盤の復旧及び体質強化を図るための取組

第 2 熊本地震対応畜産クラスター計画

- 1 令和 8 年熊本地震により施設等が被災した地域において、畜産クラスター協議会は、その復旧及び体質強化を図るための計画であって要領第 3 の畜産クラスター計画の基準を全て満たすものを定め、又は既に認定を受けた畜産クラスター計画を変更し、県知事の認定を受けることができる。
- 2 1 により県知事の認定を受ける畜産クラスター計画（以下「熊本地震対応畜産クラスター計画」という。）には、次の項目が記載されなければならない。
 - (1) 畜産クラスター協議会の活動地域における令和 8 年熊本地震による畜産の被害状況
 - (2) 熊本地震対応畜産クラスター計画に位置づけられた令和 8 年熊本地震による被災からの畜産生産基盤の復旧及び体質強化を図るための取組

第 3 施設整備事業の内容

- 1 能登半島地震対応畜産クラスター計画及び熊本地震対策畜産クラスター計画に基づく補助
県知事は、令和 6 年能登半島地震又は令和 8 年熊本地震により施設等が被災した地域（以下「被災地域」という。）において、第 1 の能登半島地震対応畜産クラスター計画又は第 2 の熊本地震対応畜産クラスター計画に基づき中心的な経営体等が行う別紙 1－1 の第 1 の 1 の施設等の整備及び

第1の2の家畜の導入の取組に対し、これに要する経費の一部の補助を行うことができるものとする。

この場合において、別紙1-1中「畜産クラスター計画」とあるのは、「能登半島地震対応畜産クラスター計画」又は「熊本地震対応畜産クラスター計画」と読み替えるものとし、別紙1-1の第7の12、第8の1の(7)から(12)まで及び第11の2の規定は、適用しない。

2 施設等の整備における特例

(1) 被災地域において別紙1-1の第1の1の(1)の家畜飼養管理施設を整備する場合、別紙1-1の別表1の区分の欄の1の(1)の家畜飼養管理施設に関する補助対象基準の欄の3及び4は適用しないものとする。

(2) 被災地域における別紙1-1の第1の1の施設等（以下「家畜飼養管理施設等」という。）の整備に当たり、県知事が特に必要と認める場合には、地方農政局長等と協議の上、同第7の13の特認事業費を超える額を補助対象の上限とすることができるものとする。

なお、協議に際し、県知事は、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。

3 家畜の導入における特例

別紙1-1の第1の1の(1)の家畜飼養管理施設の整備を行い、かつ能登半島地震対応畜産クラスター計画又は熊本地震対応畜産クラスター計画に基づき、当該施設において購入した家畜の飼養を行うことにより規模拡大を行う中心的な経営体等に対して、その購入に要する経費の一部を補助するものとし、補助対象基準及び補助率については、別紙1-1の別表1の区分の欄の2の家畜の導入に関する補助対象基準及び補助率の欄に掲げる規定を準用する。この場合において、補助対象基準の欄の3のアは適用しないものとする。

4 被災した施設等の撤去

(1) 家畜飼養管理施設等について、能登半島地震対応畜産クラスター計画又は熊本地震対応畜産クラスター計画に基づき整備を行う場合には、被災した施設等の全部又は一部の撤去に要する費用について補助する。この場合において、撤去対象に家畜飼養管理施設等以外の施設等が含まれる場合には、能登半島地震対応畜産クラスター計画又は熊本地震対応畜産クラスター計画に基づく家畜飼養管理施設等の整備に必要な範囲において、その撤去に要する費用について補助する。

(2) (1)の場合において、対象となる取組主体は、別紙1-1の第3の(1)から(9)までのいずれかに該当する者とし、その補助率は1/2以内とする。

第4 機械導入事業の内容

実施主体たる基金管理団体は、能登半島地震対応畜産クラスター計画又は熊本地震対応畜産クラスター計画に基づく取組を行う者に係る別紙2－1の第1の1の事業を行うことができるものとする。

この場合において、別紙2－1中「畜産クラスター計画」とあるのは、「能登半島地震対応畜産クラスター計画」又は「熊本地震対応畜産クラスター計画」と読み替えるものとする。